

定 款

横浜市神奈川区山内町1番地
横浜市中央卸売市場
横浜魚類株式会社

横浜魚類株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、横浜魚類株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事項を営むことを目的とする。

1. 水産物及びその加工品の購入、販売並びに販売の受託
2. 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品の製造及び販売
3. 不動産の賃貸並びに管理運営
4. 前各号の事業に付帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,484万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに、これらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第12条 当会社は、本定款の定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第18条 当会社の株主総会における議事の経過の要領及び結果並びに、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株券等の大規模買付行為に関する対応策の決議)

第20条 当社は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。

2. 前項に定める当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。

第 4 章 取締役 及び 取締役会

(員 数)

第21条 当社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第22条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数により選任する。

2. 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第23条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役社長及び役付取締役)

第24条 当社の取締役会は、その決議により代表取締役2名以内を選定する。

2. 当社の取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じてその他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 当社の取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(報酬等)

第29条 当社の取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役 及び 監査役会

(員 数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数により選任する。

(任 期)

第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 当社の監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第34条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(常勤監査役)

第36条 当社の監査役会は、その決議によって常勤監査役2名以内を選定する。

(報酬等)

第37条 当社の監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第38条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第39条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度及び決算期)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの一年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第41条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第42条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第43条 当社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金については、利息を付けないものとする。

(附 則)

第1条 この定款は、附則第2条に規定するものを除き、平成4年6月27日より施行する。

第2条 第4条（公告の方法）は、平成5年4月1日より施行する。

第3条 第5章「監査役及び監査役会」等の新設により、平成6年6月29日一部改正

第4条 財団法人証券保管振替機構への加入により、平成7年6月29日一部改正

第5条 資本準備金による株式消却に関する項目等の新設により、平成13年6月28日一部改正

第6条 資本準備金による株式消却などにより、平成14年6月27日一部改正

第7条 平成14年改正商法による株券失効制度の創設などにより、平成15年6月27日一部改正

第8条 商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、平成16年6月29日一部改正

第9条 平成16年法律第87号による電子公告制度の導入及び平成16年法律88号による株主名簿閉鎖制度が廃止され基準日制度に一本化されたことに伴い、平成17年6月29日一部改正

第10条 新会社法の施行に伴い、平成18年6月29日一部改正

第11条 株券電子化の施行に伴い、平成21年6月26日一部改正

第12条 第8条（単元株式数）は、単元株式数の変更により、平成25年12月2日一部改正

第13条 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上